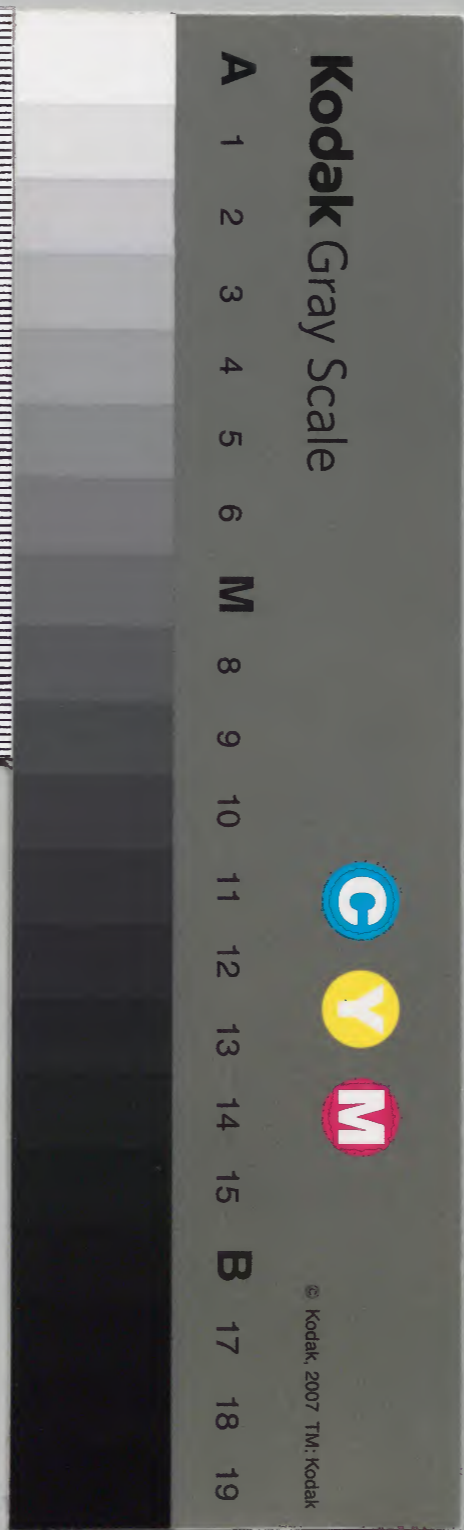


日本制度通

一

| | |
|------|---------|
| 内閣文庫 | |
| 番號 | 和 44785 |
| 冊數 | 3 (1) |
| 函號 | 145 11 |



外
子
川
玉
乃
古
様
糸
子
一
あ
ら
る

大和抄
おとけい
毅

古乃...
乃...考...
...
...
...
...
...
...
...
...

らよむを費すものはしてうまう考得んこ
とはうゝとなんあるべきことを扱ふよきつてい
歴史の事實をいふのこゝろ人の身より骨
と肉をとりて體をなすたんこのこと改理法
制を考へ得るは血脈よくあり氣息乃と
とわらうにひくくしてこそ精神ありはし
て活動の事業をよくいふにたれたれむじ

よむやまをそんごの學志とよむを入
て官職禮儀刑法食貨地理乃とよむ上品
をわらう類をあらめし書の内容は見えぬ
事とよむは書とよむ巻のうきせいとわらう志
うんからわそのよむがまはるたわらう
享保のころ伊藤の博士のあらはせし制を
て文のよむはまわらうし假字書とよむ

まは初学のしめよまじしをせよまよか國の
事をしよまじしをせよ國のなまはまじしを
まよまじしをせよまじしをせよまじしを
まじしをせよまじしをせよまじしをせよ
まじしをせよまじしをせよまじしをせよ
まじしをせよまじしをせよまじしをせよ
まじしをせよまじしをせよまじしをせよ
まじしをせよまじしをせよまじしをせよ

またこの國內の事とらをも知りて後よせらるし
の学せよまじしをせよまじしをせよ
まじしをせよまじしをせよまじしをせよ
まじしをせよまじしをせよまじしをせよ
まじしをせよまじしをせよまじしをせよ
まじしをせよまじしをせよまじしをせよ
まじしをせよまじしをせよまじしをせよ
まじしをせよまじしをせよまじしをせよ

明治廿三年四月のなま

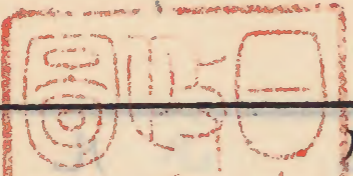
文科大學教授文學博士小中村清矩識

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

日本制度通

例言

凡史を讀むもの。制度の沿革を知らざれば、其盛衰變遷の故と詳よすること能はず。然るども從來其種の書小乏しく、希は日本史の志類。伊藤東涯の制度通の如きあれども、或は浩漭、或は太簡にして、初學に便ならず。此書の其缺陷を補はん爲ふ編修せしものなり。凡此書の事實を叙述すると主として、濫は著者の論斷と加へど、畢竟事状既は明なれば、變遷



推移の理ゆのつら知らるればなり。事實を正しき古書中の膏腴を抽繹せり。且其書名を註記せしむ。讀者の原み溯らんと欲するものふ便せんとなり。凡挿画の文辭と相表裏して。事物の狀態と明よせん爲す。傳來正しきものよ就て描寫せり。觀の美の爲ふ徒設せしものふあらず。

凡文辭の平易簡明と主とし。つとめて奇僻を避けたり。然れども國史上の専門語の間これと用ひたり。蓋之よ回りて。當時の事態と發明を

ることあればなり。

凡事皇上に關するものも。平頭闕字の例よ由らず。紙幅の短縮を欲さればなり。敢て敬意を失ひしよあらず。

凡此書に。有史以來を分ちて五期とす。神武天皇の紀元以前を太古とし。紀元元年より皇極天皇の三年まで。凡一千三百年間と上古とし。孝徳天皇の大化元年より。安徳天皇の壽永四年。即鎌倉幕府創置の前まで。凡五百四十一年間と中古とし。後鳥羽天皇の文治二年より。孝



改元の事

頒曆の事

宮殿の事

山陵の事

樂舞の事

服忌觸穢の事

卷二

氏族の事

官制の事

位階勲位の事

俸祿の事

律令格式の事

刑法の事

學制の事

兵制の事

都府の事

國郡郷庄の事

卷三

考績任叙の事

戸籍の事

田制の事

租税の事

貨幣の事

度量衡の事

服制の事

運輸の事

軍制の事
刑罰の事
官制の事
爵位の事
封爵の事

日本制度通卷一

皇位御繼承の事

恭しく惟るふ。我皇統を太古より。天祖天照大神の子孫。世々相繼承したまふを法とす。故ふ古語ふ。皇位と稱して。天日嗣の高御座と云ひ。或は天日嗣之位ともいへるなり。初め天孫降臨の時。天祖詔して。豊葦原の千五百秋の瑞穂國を。吾子孫

萩野由之

小中村義象 同著

の王キミとままをべき地なり。爾皇孫就て治シめせ。寶祚の隆サカえまさむとい。天壤と共ふ窮ツラシりあらむべきものぞとのりあまへり。爾来一系連綿として。今ふ至りてあらはりたまふとなし。蓋君臣の名分。この大詔オホノミコトノも明ららふ。建國の基礎。既ふこの時トキも定まればなり。日本紀。古事記。

皇統スミツハ。一系ふして。嫡流の皇太子之を繼承したまふと法とす。古語ハ太子と稱して。日嗣ヒツノ之御子ミコといへるも。即この故なり。但し時ありて。皇太弟、皇后、皇子、皇女、若くハ諸王より。直ハ大統と繼承

せられしともあり。これ萬機の政。一日も空しくすべからざるを以てなり。その皇后。及び皇女、諸王の大統と繼つがせたまふハ。非常の儀ふして。素より祖宗の恒典コトふ下らむ。日本紀以下國史。

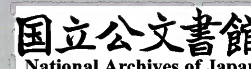
上古より。先帝崩後。皇太子直ハ皇位と繼承したまふを法とせられたりき。神武天皇以下。武烈天皇ニ至るまで。廿五代の間。嘗て讓位の事なきをこの故なり。繼體天皇位を安閑天皇ニ讓りて。即日崩御せられし以来。受禪讓位の端と啓き。聖武天皇。いまだ壯年ふて。位を皇太子ニ讓り。みづら

らひ。太上天皇よて。政務は關りたまはざりし
と起りてより。遂は後世までの流例となり。歷
代讓位の儀ありしもの。凡て五十八帝の多きふ
及びたり。これ素より。止むと得ざる事故あるよ
よれりといへども。佛法の流行。外戚の專横など。
一の原因と為し。もの云ふべし。日本紀。續日本紀。御代始抄。

三種神器の事

三種の神器とい。天孫降臨の時。天祖の御手づ
ら授けたまひしものふして。八咫鏡。天叢雲劍。八

尺瓊曲玉を云ふなり。このとき天祖天孫小詔し
て曰。吾兒この鏡を視まさむと。將は吾を視るが
如くすべし。殿を同くして齋きまつれと。瓊々
杵尊崩じて。彦火々出見尊之を傳へ。彦火々出見
尊崩じて。鸕鷀草葺不合尊之を傳へ。葺不合尊崩
じて。神武天皇之と傳へたまふ。神武天皇より以
來。歷世の天皇皆之を傳へたまひしと。太古の故
事の如く。以て當今に至れり。これ我天皇傳國の
神璽なり。皇統ともふ天壤無窮なるものな
り。日本古事記。



八咫鏡。八咫鏡ハ。天照大神。天岩戸小隱コトらせた
 まひし時。石凝姥命イシノリハハメノミコト小科せて。作らしめたまひし
 ものなり。天祖の詔小従ひて。瓊々杵尊以来。同殿
 共床トトノボニ齋き奉りたまひし。崇神天皇の時紀元五百
 九年。宮中を出し奉り。皇女豊トヨ歙キ入イリ姫命ヒメノミコトニ託して。
 倭の笠縫邑カサヌイニ祭りたまひき。垂仁天皇の皇女倭
 姫命。豊歙入姫命トヨキリノヒメノミコトニ代りて。之ノニ奉祭し。遂スニ伊勢
 國度會郡五十鈴川上イセノクニノカミニ齋宮と建て。祀りたま
 ふ。いまの太神宮タカミヤこれなり。古事記日本紀皇
 崇神帝の護身の璽シとして。模造モゾウをたまひし神鏡

多。歷世賢所トシヨシノトコロニ奉祀せられし。村上天皇天德以
 後。内裏焼亡ウチノミヤヤクせしこと數回なり。ハ。神鏡も其災
 小罹りたまひ。聊毀損シカシマせさせ賜ひつれど。威靈イニハ
 昔イマニかはらせ給はずといふ。日本紀畧小右記百
 天叢雲劍アマツモリノヤマト。天叢雲劍アマツモリノヤマトと云ふ。素盞スサノ鳥
 尊ノミコト。八岐大蛇ヤタノオホヘビと斬りて。獲たまひしと。後天照大神
 小奉り。大神更タカミニ皇孫ミマノニ授けたまひしものなり。
 これも崇神天皇の時。御鏡ミタマシヅメと共トモニ宮中と出て。伊
 勢國イセノクニニ在しと。景行天皇の時。日本武尊ヤマトノタケノミコト之ノを奉ホト
 て。尾張國オウゾノクニ小至り。後遂ノチニその所トコロニ奉祭ホウサイせり。今の

熱田太神宮即是なり。古事記。日本紀。熱田縁起。

摸造の御鏡ハ。世々宮中ふありて。神鏡と共に奉祀せられし。壽永の大亂。海底に沈みて失せたまへり。尔來清涼殿なる。晝御座劍と以て。寶劍ふ充てたまへり。土御門天皇御世の初め。伊勢より御劍と奉らまはし以後。永くそれと以て。神劍と爲したまふもといなれり。禁秘抄。神皇正統記。
八坂瓊曲玉。八坂瓊曲玉。御鏡と全づく。天照大神。天岩戸小隠らせたまひし時。アメノアカルタマ天明玉命の作まるものなり。これを崇神天皇の時にも改め作り

たままひ。常々大御身の守として。安置したまひしかり。されど度々の延焼ももうりたままひず。壽永の大亂ふも。失せさせたまはざりたり。禁秘抄。神皇正統記。

のれは。三種神器の。天祖手授のもの。一ハ伊勢。一ハ尾張。一ハ禁中もありて。摸造の鏡劍ハ毀損したまひしともあれど。神代以來の真器を。今ふ存して異變なき。貴き限りふして。皇統連綿。天壤と共に無窮に垂れたまふ神勅。火とこるより。明らなるとなり。古人の説ふ。子孫可王の

神勅ハ。君臣の大義を明よし。同殿共床の勅語ハ。父子の親と教ふるものなりといへるハ。その意と得たりといふべし。

后妃の事

上古ハ。天皇の御母。及び御祖母等と。總て皇祖母スメミオヤ尊オホま。大御祖ミオヤと申し。御嫡妻と。オホキサキと申し。次とキサキと申し。概してハミメと稱へたりき。

古事記。日本紀。万葉集。紀元一千三百六十年。始めて郡大寶の制。縣制を建てられし時なり。皇祖母尊と。太皇太后又太皇太后。太皇太后。皇太后。又皇太后。と云

ひ。オホキサキを皇后。キサキを妃二人。四品以上。王を夫人三人。三嬪四人。五と定めらる。その中。大

皇太后、皇太后、皇后と三宮と稱へ。又中宮と中宮職ありて。その啓令と吐納するを掌りき。

皇后ハ。多クハ皇胤を擇びたまひ。尊卑の名分甚

嚴なりしガ。聖武天皇以來紀元一千三百年代藤原氏政

を專ふすガ。至りてハ。臣下の女。入りて皇后と

なるものも少ぶらぬとありて。大ニ古制續日本紀。以下國史。に

桓武仁明の朝の頃より。紀元一千四百年代。女御及び更衣といふもの出来て。後宮ふ侍り。清和光孝の朝以來。紀元一千五百年代。御息所といふ稱始まりて。妃夫人、嬪の稱い。甚希れなり。ふたり。類聚國史。榮花物語。禁秘抄。中宮といふ。もと三宮の總稱なり。唯皇后の別稱とあり。一條天皇以來い。皇后中宮并立ちたまふともありて。大は名分と紊る。其位號の尊きい。皇后ふありといふ。寵幸の渥きとい。中宮ふ歸し。爾後相沿て遂ふ流例となれり。その皇后、中宮共ふ院號と蒙りたまふがときも。

大鏡。日本紀畧。職原鈔。標注別記。

まゝ當時ふ昉まれり。更衣の稱い。早く絶え。御息所も後世より。親王の御配偶の之を稱する事とふれり。典侍い。もと女官なると。後世い寢御ふ預るものとふれり。右の後妃ふ奉仕する。女官の職員い。大寶令に。内侍司以下。十二の女司ありて。尚侍などい最も貴顯のものあり。後世い其稱もふくなり。典侍、掌侍命婦の外い。女藏人、得選、刀自、采女の類の官職ありて。後宮の事と掌れり。令義解。禁秘抄。皇族の事



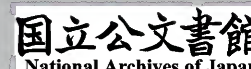
上古ハ皇子を称して直ふ某皇子といひ。皇女を
称して。某皇女ミメミコといひ。或ハ某王。某女王といひ。し
を。日本紀大寶の制マハ。皇兄弟皇子を親王セとす。一世皇孫、二世皇曾孫、三世皇玄孫までと諸王とす。五世王
ハ王名と得といへども。皇親の限マあらず。その
名籍ハ正親司これを掌る。その官位を親王ハ一
品より四品マ至リ。四階諸王ハ正一位より從五位
下マ至る。十四階親王ハ一にて品マ叙せられざるも
のと。無品親王といふ。その子ハ父の蔭マよリて。
位を得るあり。

凡て皇族ハ。不課として賦役を免し。親王ハ。食シキ
封及び位田と賜ひ。文學、家令、家扶、家從、書吏、及び
帳内等の職員と附せられ。諸王ハ。春秋ハ時服
料と賜ひ。其位あるものハ。各位田とたまふ。皇
女ハ内親王と稱し。二世以下四世までと。女王と
稱して。皇親の列ナリ。共ハ品位を賜ふ。又親王以
下。口分田を賜はるるとい。常人と同一とるべし。今義
解。
後紀元二十一年千代親王宣下といふと始まりてハ。皇
兄弟皇子といへども。宣下と蒙らざれば。親王と



稱さるると得ず。又皇族蕃衍して。多く府庫と費
 すを以て。皇子小直^ニ姓を賜ひて。人臣となせし
 起りたり。白河天皇以後^ハ。紀元一千七
 百三十九年^ニ法親王も出
 來り^ラ。親王の數は漸少く^ナ。諸王を早く
 臣列とふるもの多く^シて。後^ハ只白河伯家^ニ
 王氏の號と傳ふることありし^ノも。續日本紀。日
本後紀。姓氏
錄。西宮記。皇
胤紹運錄。
 延曆以降^ハ。封戸の制漸おとろ^シ。親王に
 諸國の目^ヲ。史生各一人の公^ト。辭^ヲ給ふこと^トあり
 之と年官とい^ハ。除目抄。

親王の居所と。某宮と稱せし^ト。最古し。然れど
 も。その宮號と。歷代繼承せし^ハ。四辻宮。五辻宮。常
磐井宮。木寺宮の
 類。高倉天皇の頃より始まり^テ。紀元一千八
百三十九年漸其
 數あり。武家執政の世となり^テ。皇族多^ク僧
 となり^テ。寺門ふ入りたま^ヒ。徳川氏の初^ニ伏
 見。桂。有。栢川の三家を親王家とし。其外^ハも佛門
 又^ハ臣列ふ入り^ラむ。六代將軍家宣の時。新^ニ閑
 院宮と立て^テ。四家となし世襲す。万一の事あら
 む時^ニ。入り^テ大統を承ぎたまふ^ベき御家と
 定められたり。皇胤紹運錄。纂輯。その餘^ハ。鎌倉以
御系圖。折焚柴記。



來の制は倣ひて。輪王寺、仁和寺、大覺寺、聖護院、青蓮院等の十二寺を宮門跡と定め。法親王の住職光臺一覽。たまふ所とふ雲上明覽ぬ。按ずるふ。伏見宮崇光天皇の皇子榮仁親王より出てたまへり。有栖川宮後陽成天皇の皇子好仁親王より出てたまへり。桂宮正親町天皇の皇子誠仁親王より出てたまへり。閑院宮東山天皇の皇子直仁親王より出てたまへるなり。皇女住職の寺比丘尼御所と稱へ。大聖寺、寶鏡

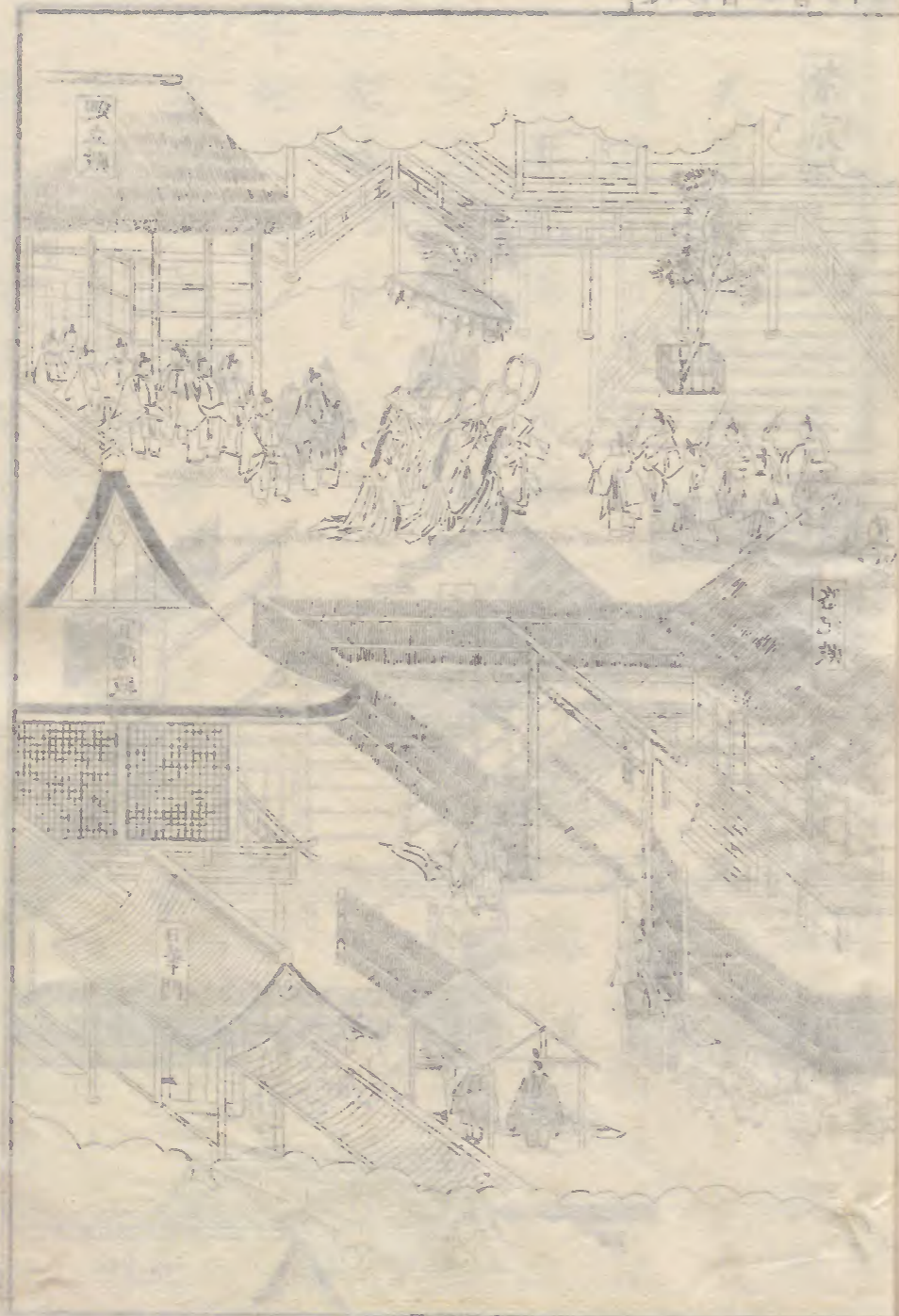
寺、曇華院、光照院以下、十數寺ありき。雲上明覽維新の後、門跡、比丘尼御所と廢し。官方庶子の僧と為るを禁じ。悉復飾せさせて。白川宮、小松宮、久邇宮等の稱を立てさせ賜ひ。又皇親の世數、及び賜姓の制と定められ。四親王家の外、新列親王二代目より華族と列せらるることあり。又令じて。皇子女親王の宣下ふ及むず。直ふ親王と稱ふるを得るの制を定められたり。圖書寮祭祀の事記録。我邦の古昔、敬神祭祀の禮甚嚴ふして。これと

以て政道の基とし給ひき。これ皇統の天神の裔ミコなるを以て。その本ふ報い併せて蒼生を愛きたまふ所以なり。此を以て祭政一致よし。其別あらざりき。日本紀古事記大寶の制。天神地祇の祭祀の神祇官常典ふ依りて之を行ひ。大祀、中祀、小祀の差あり。大祀の一月齋し。中祀の三日齋し。小祀の一日齋す。その幣帛祭事ふ預る長官親ら檢校して。穢るゝとならざらしむ。令義大祀大祀

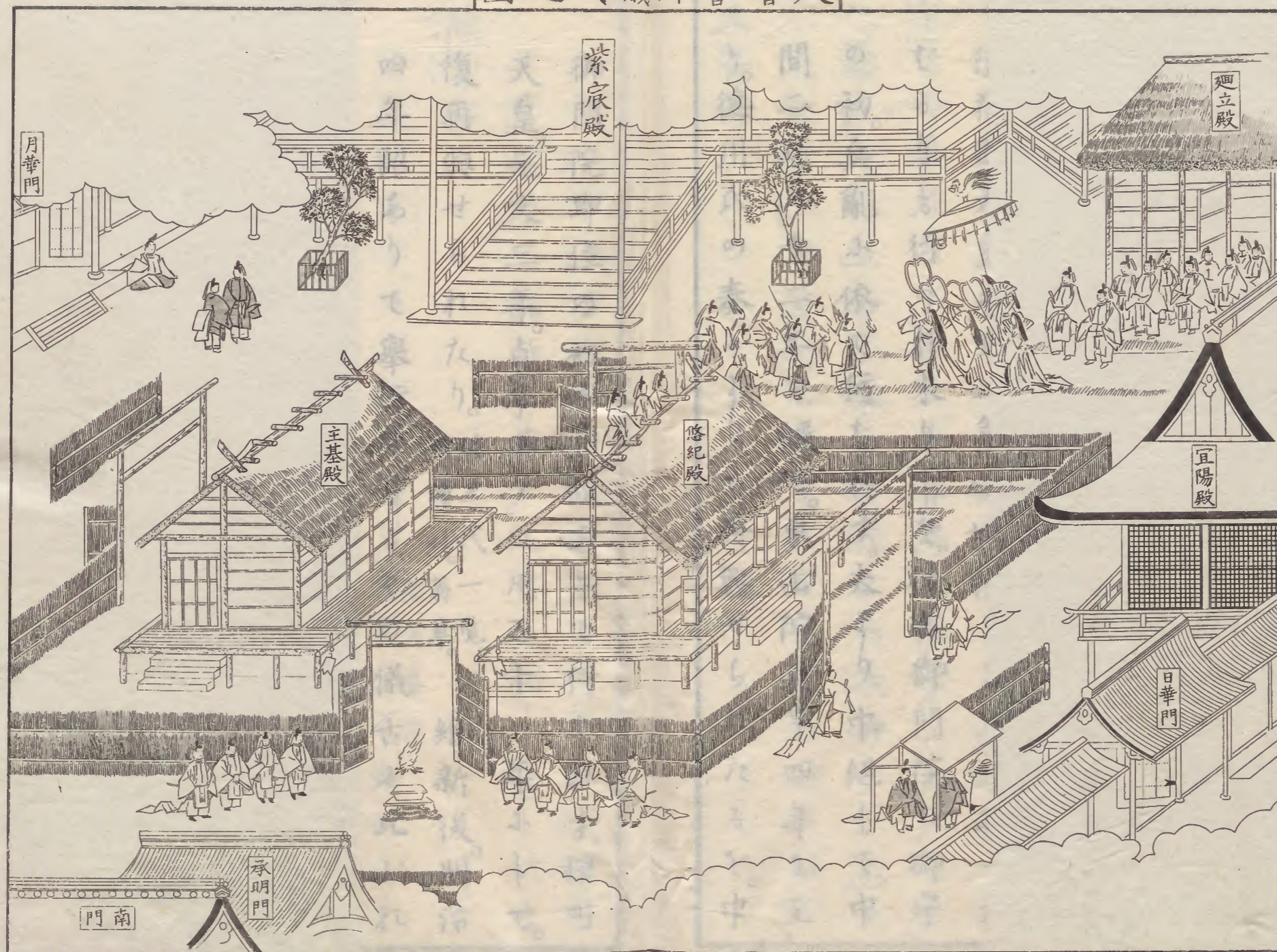
大嘗祭大嘗祭の奉りて。再興なり。大嘗祭の天皇位ふ即きたまひて。天祖を始め奉り。天神地祇を祭らせたまふ大祀よし。その由來最久し。古を大嘗或は新嘗ともいひて。その別あらざりし。天武天皇以來。紀元一千三百三十三代毎ふ行ふを大嘗とし。年毎ふ行ふを新嘗とす。今義解。今抄。中臣壽詞。古事記。神祇志料。大寶の制。七月以前位ふ即きたまふ。當年事を行ひ。八月以後は明年事を行ふ。その日も。十一月下卯と用ふ。凡散齋一月。致齋三日。その供神の大幣の。九月より

始めて、三月の内、小造り了らしめ、その祭儀を、
 悠紀主基の國司、専ら之を行ふ。悠紀ハ天神と
 祀り、主基ハ地祇を祭るなり。令義解。續日本紀。貞觀儀式。延喜式。
 延喜以來、古風漸變じ。武弁政を執るふ至りて、空
 しく虚儀と守るふすぎば。江次第。東鑑。されと。東寺文書。
 後花園天皇永享二年紀元二千までハ、其のた
 むりも行われ來りしと。後土御門院の御宇
 の初、兵亂ふ依て行もれず。夫より中絶して、中
 間二百二十二年と經て、東山院貞享四年至至
 大り。徳川氏の奏よりて、再興せられたると。中

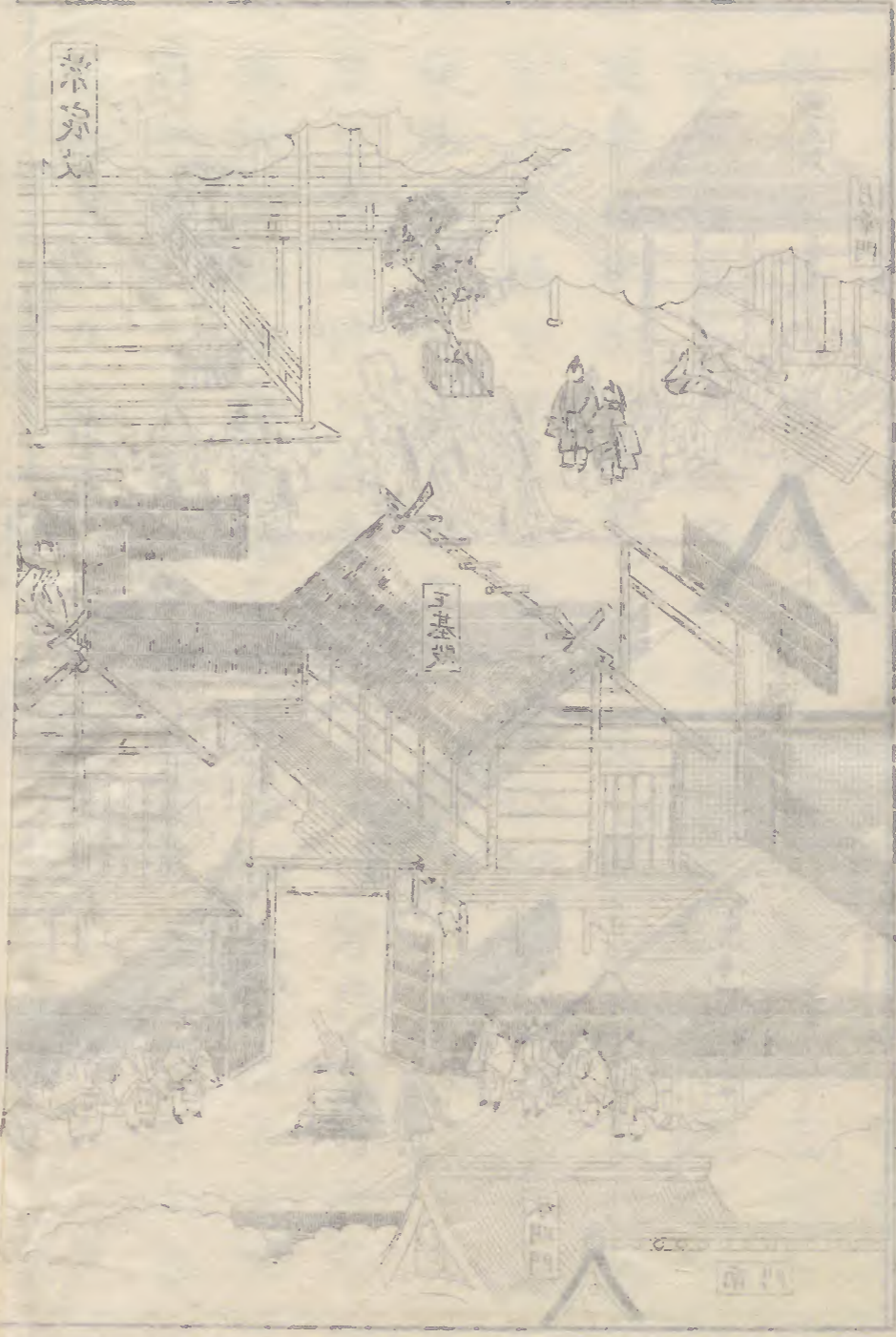
大嘗會



大嘗會御儀式之圖



日大之圖



御門院即位の初。まご故ありて行むれず。櫻町

天皇。元文三年。貞享より。凡五十一年。小代で。

復再興せられたり。續王代一覽。公卿補任。翁草。維新後。明治

四年。詔ありて。舉行せらる。その儀古。小比ぶれ

ば。大ふ簡なり。明治大嘗會式。是王政の初。百度草創の

故とぞきこえし。

中祀

祈年祭

雨風の災なく。年穀の豊穰と祈る祭よりて。太

古以来。今よ至るまで。かえるとおし。令義解。延喜式。古語。

遺。拾。月次祭ツキナミの儀ノ。案上の幣ハ。預ヨる神カミと。月毎ツキナミに祭マツルるなり。

祈年イハヒトシの儀ノ。案上の幣ハ。預ヨる神カミと。月毎ツキナミに祭マツルるなり。

神嘗祭カムナメ

新穀と天祖アマノミコに奉マツルらるる祭マツルり。太古コトコト以來イマ今イマ

に至いたるまでマデのノはるはるとナし。古事記令義

新嘗祭ニヒナメ

天皇新穀と諸神カミに奉マツルり。且ナ自ミも聞キく食クハふたタまふ祭マツルり。太古コトコト以來イマ今イマに至いたるまでマデのノはるはるとナし。

古事記令義 此他相嘗祭あり。その意新嘗

小同コトナリ。

賀茂祭

賀茂カモ別ワケ雷命ライノミコ。及び御祖ミオヤ神カミと祭マツルる。上下二社合アヒせ

て賀茂大神と云イふ。釋日本紀年中行 欽明天皇

の時トキ。紀元キゲン一千二ニ始ハジめてこの祭マツルりを行イひ。公事 嵯

峨天皇の時トキ。紀元キゲン七十七ニ始ハジめて齋院サイエンを置オケる。

尔後シテ三百九十餘年ソウバクジュウジュウニ。土御門天皇ツチミカドの朝チカ以來イマ。齋院サイエン

の儀ノ絶タえたり。齋院記 貴女抄キメノマシ

小記

大忌祭

大和國廣瀨神水神を主として。龍田、風神と。六、御縣ミアガタの神とを祭り。淫雨の災なく。五穀の豊熟を祈るなり。令義解。延喜式。北山抄。

風神祭

風神と主として。廣瀨の神。及び六、御縣の神を祭り。惡風ふくして。五穀の豊熟を祈るなり。令義解。延喜式。

鎮華祭

春花の飛散る時。疫癘を鎮遏する為小。大神オホミカサ狹

井イの二神を祭るなり。令義解。延喜式。後世この祭絶え

たり。北山抄。江次第。

三枝祭

三枝の花もて酒樽を飾り。率川イカガハ社を祭るなり。

令義解。延喜式。後世この祭絶えたり。北山抄。江次第。

鎮魂祭

天皇の御壽長久。及び御魂を齋鎮する為の祭

儀あり。神武天皇の時より始まり。今に至りて

いはるゝふし。令義解。令集。解。旧事本紀。

鎮火祭

火災を防ぐ為の祭事なり。亦太古より行はる。

令義解。延喜式。

道饗祭

惡魅の外より來るものを防遏する祭なり。令義解。

延喜式。

園韓神祭

園神ハ。大物主神。韓神ハ大年神の子と少彦名

命とよみて。古事記。大倭宮内省に鎮め奉る。古事

次第。後世この祭絶えたり。

松尾祭

大山咋神市杵島姫命を祭る。古事記。本貞觀年

中始めてこの祭を行ふ。江次

平野祭

今木神久度神古開神及び比咩神と祭る。貞觀

式。延喜桓武天皇の時。紀元一千四百年代始めて社を建

つ。類聚三代

春日祭

鹿島香取の二神及び天兒屋根命比賣神と祭

る。文德實錄。延喜元年。元明天皇和銅年中。紀元一千

三年。藤原不比等鹿島神を氏神と崇めたれど。常

陸の地都より遠ければとて。皇后の御爲。近
 く春日の三笠山より移し奉り。地名不依。春日
 神と申す。大鏡及外戚の權盛なるは及びて。齋
 女を置き。神封を寄る。その盛なるを。伊勢神宮
 二次ぎたり。三代實錄延喜式。日本紀畧百鍊抄。
 大原野祭。天皇の御命。春日社。舊都奈良あり
 春日神四座を祭る。桓武天皇延曆中。紀元一千
 代始めて之を移す。春日社。舊都奈良あり
 て。皇后の詣でたまふ。本社遠きを以てあり。
延喜式。公事根源。

この他梅宮神今食神衣八十島御贖等小祀の祭
 あまたあり。朝禮の事。我朝家の儀禮ハ。上古以來。歷朝の古例よりた
 まひしものといへども。漢土の制をとられしも
 のも少らざる。大寶制令より。貞觀延喜の頃。至
 りて其儀大よ備はりぬ。今分ちて恒例臨時の二
 典とす。令義解。貞觀儀式。延喜式。
 恒例 朝賀 此れハ。毎年正月元日。天皇、皇后、大極殿よ

行幸ありて。群臣の賀と受けたまふ大禮ふし
 て。孝徳天皇以來の儀なり。日本紀 嵯峨天皇の時
 紀元一千四百七十年代ふ至りて。大小備内裏延喜天
 曆以後。朝拜ふきときい。小朝拜といふこと行
 なる。小朝拜とい。清凉殿ふて行いる。小儀ふ
 り。中事報源。又四方拜といふあり。同殿ふて行
 なる。これも後世の儀なり。公事
 元日節會セチエこれい。豊樂殿グラクデンふて行いる。儀よ
 て。上古よりありしものなり。日本紀類聚内裏式この
 日。曆奏、氷様の奏、腹赤ハラカの奏等あり。日本紀類聚内裏式この

白馬ハクバ節會 これも。正月七日。豊樂殿ふて行いる。
 馬寮メリヤウの引馬を見たまふ式なり。當日舞臺と構
 へて。舞姫の舞あり。類聚國史内裏式。
 踏歌タカ節會 これも。正月十六日豊樂殿ふて行い
 る。儀ふて。持統天皇以來日本紀類聚内裏式の禮
 なり。古ハアラレハシリといへり。日本紀釋男
 女相唱和して舞蹈せしむ。後世ハ女踏歌の
 行いる。類聚國史内裏式。
 以上。元日以下踏歌までを。三節會と稱し。年頭
 の大禮とす。たまへり。後世も皆紫宸殿ふて

行コウたる。公事根源。

視告朔コウサク

これハ。毎月一日天皇太極殿小出御ありて。前月の公文を進奏せしむる儀なり。蓋唐

の毎朔の賀ふ倣へるものなり。延喜式。名。後小

を。四孟月或ハ二孟月小のみ行たる。とナリ

一ガ。亂世の頃小及びてハ。全ク廢れたり。

射禮シヤライ

これハ。上古より行たる。大寶の制。正月中

旬を以て式日とも。

天皇豊樂殿小出御し。親王

以下初位以上の射法と見たまふ儀なり。日。本

解。内裏式。義。又射禮の翌日行ハる。を賭射マシと

聚國史。令義

又射禮の翌日行ハる。を賭射マシと

云ふ。近衛兵衛の舍人等をして。射さしむる儀

ふり。是等の事後世大らた廢れたり。公事

根源。

駒牽コマヒキ

これハ。四月下旬天皇武德殿小出御あり

て。諸牧の馬を見たまふ儀なり。後世廢れたり。

真觀儀式。延喜式。西宮記。取山雨香ニギハヤヒ

荷前ノサキ

これハ。歳末に諸國貢調のものを擇び取

て。天祖を始め奉り。相當に預る神社。及び歷代

の山陵等小。幣物として奉りたまふを云ふ。延

式。釋。日。真觀延喜以來。遠陵近陵の制を立て。十

本。紀。日。真觀延喜以來。遠陵近陵の制を立て。十

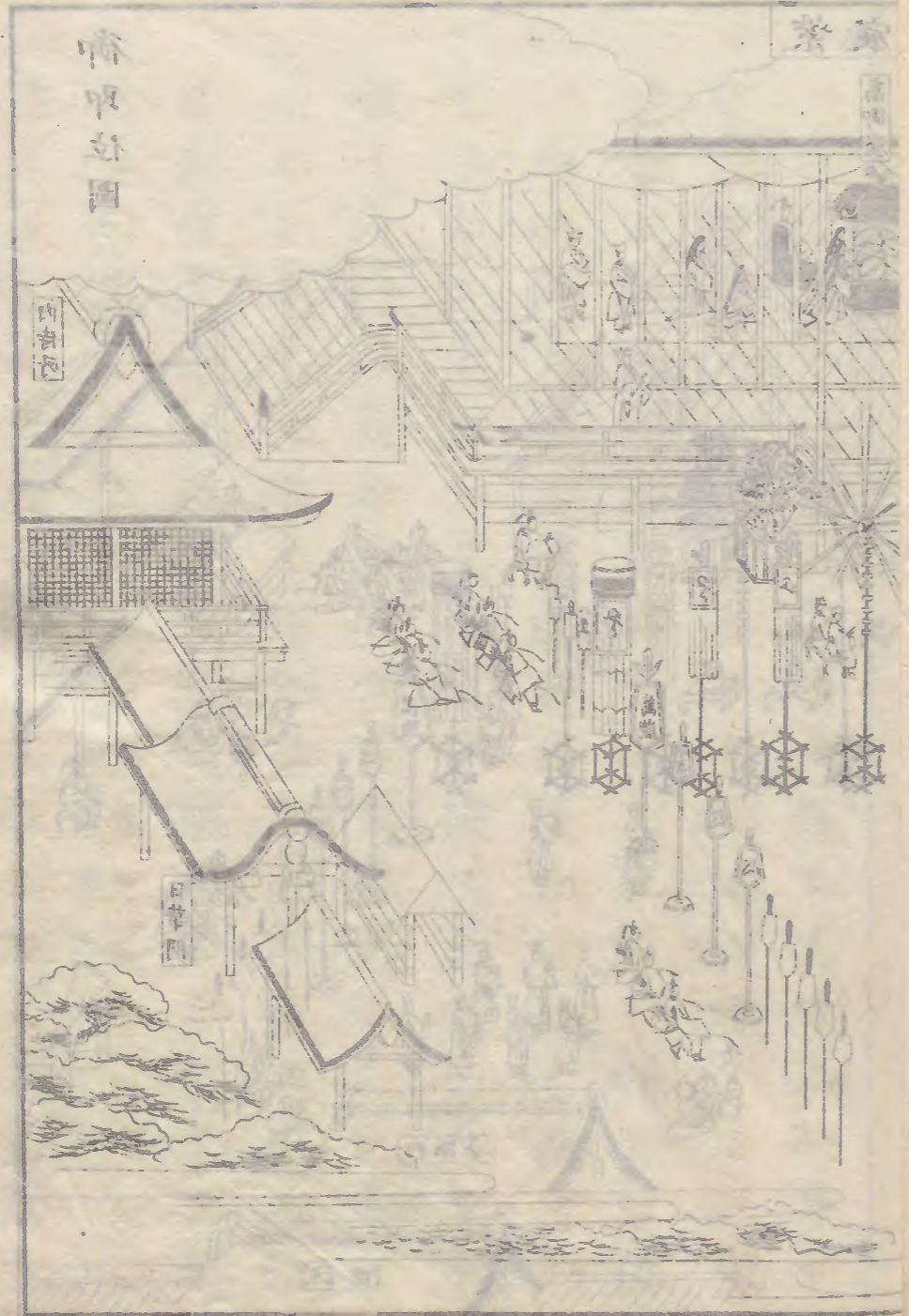
陵四墓とふして。勲功の臣にも幣帛を頒ちた

まふととをれり。三代實錄類聚符これも足利
 氏の季世より廢れたり。宣抄古事記傳此の
 國忌これハ先皇の崩日と祭らるゝとて。持
 統天皇の時より始まる。引色葉字類抄大寶の制
 僧を請りて轉經禮佛せしむ。治部省の掌る所
 あり。令義解後世東西兩寺にて行ハる。維新の
 後ハ宮中皇靈殿ふてこの御祭あり。後
 之他端午曲水菊宴藤花宴相撲等の儀數多あり。
 臨時立派

即位太古の世即位の禮詳ならず。太祖神武天
 皇橿原奠都以來禮制漸備せり。隋唐の交際
 開けてよりハ神器奉上の禮其他三四の儀を
 除きてハ概彼邦の制を倣ひたまへり。參取日本紀貞
 觀儀
 さて即位と踐祚とハもとその別なく。淳仁天
 皇までハ受禪の日直ニ即位ありしハ。光仁桓
 武平城以後。紀元一千受禪又踐と即位と時月
 を隔つるハ至れり。爾後遂ハ例とふり。式をも
 別とせらる。踐祚讓國の儀ハ南殿紫宸にて行



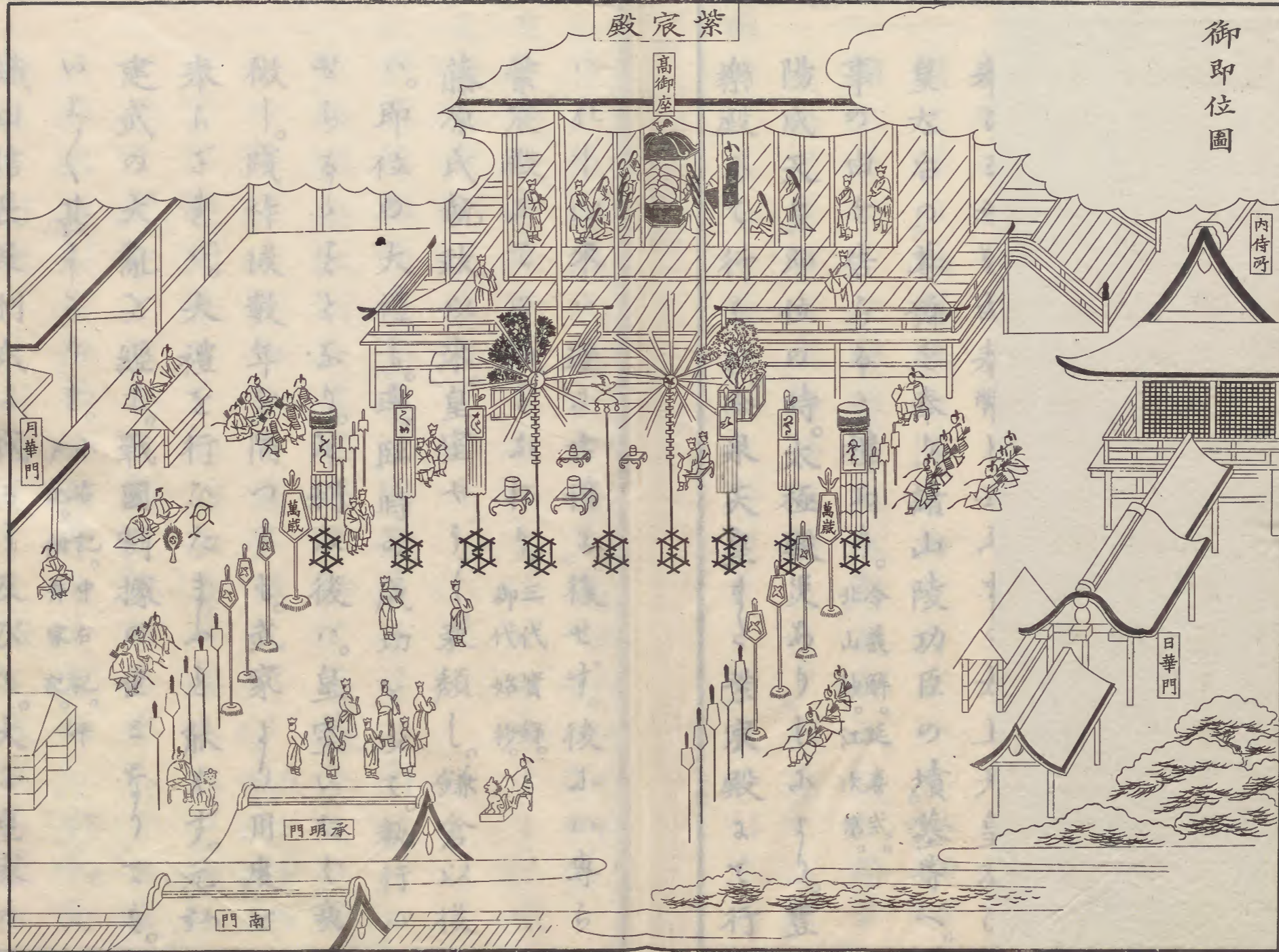
され。即位の禮ハ太極殿マテ行カる。一ハ神器
 傳承の儀マシテ。一ハ百司萬民ニ告ケげらる。
 禮ナリ。貞觀儀式。皇
位繼承篇
 天皇即位の後ハ。天神地祇ヲ祭リ。齋宮齋院ト
 ト定メ。す。特ニ使ヲ遣ハして。伊勢ニ幣帛を
 奉ラる。之ヲ由シ奉幣ト云フ。す。太上天皇及び
 皇太后の尊號ヲ奉リ。諸山陵功臣の墳墓等ヘ。
 事の由ヲ告ガる。禮アリ。令義解。延喜式。北山抄。江次第。
 陽成天皇即位の時。太極殿災アリし。小ヨり。豊
 樂殿ニ行カれ。冷泉天皇ニ紫宸殿ニ行カ



太極殿圖

御即位圖

御即位圖



紫宸殿

御即位圖

高御座

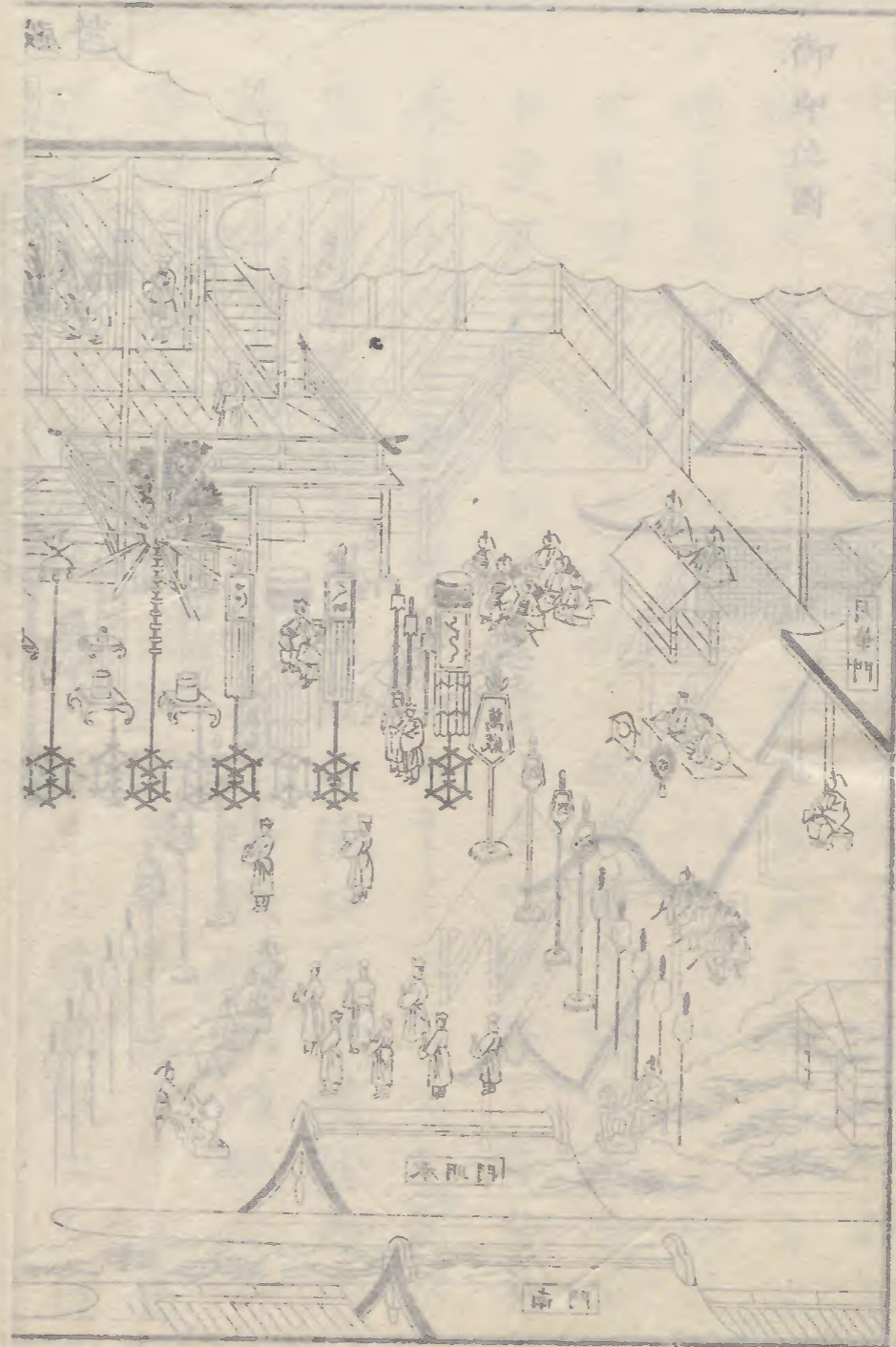
内侍

月華門

日華門

承明門

南門



されし以來。遂に古禮を復せず。後ハ専ら
 紫宸殿ふての儀とされり。三代實録御代始抄
 藤原氏執政以來。皇室やうく衰頽し。鎌倉以後
 ハ。即位の大禮も。率_テ臨時の成功と以て。執行ハ
 せらるゝとふり。足利以後ハ。皇室いたく衰
 微し。踐祚後數年を隔つとも。武家より用度と
 奉らざるを。大禮を行ひたまふと能はず。元弘
 建武の大亂と經て。戰國割據の世となりてを。
 いよく甚しかりき。小右記。中右記。平
 戸記。叔井家記。
 織田信長足利氏に代るり及びて。大に皇家の

禮典と。復興せむ志ふりし。遂に果さば。徳川氏執政の頃より。四方無事なりければ。踐祚後一年を隔て。即位の禮を行ひたまふと。なまり。その儀素より貞觀延喜の盛不及む。すといへども。大に中世の衰を起したり。信長記。近代公事次第。維新後明治元年即位の禮と舉行せられ。臣民再び祖宗の遺典と。仰望をるを得たり。立后す。すでふ后妃の祭といへり。立太子。立太子。皇后の所生を以てまると法とす。紫宸殿までの儀あり。日本紀以下國史。延喜式。江次第。

元服。これハ天皇初めて首服を加へ給ふ儀にして。清和天皇以來百紀元千五の例あり。三代實錄。元服。維新後廢せらる。大喪。大喪の禮。太古以來略備はれり。上古は。殯宮大夫ありて。殯殮の事を掌り。遊部アトベの民ありて。梓宮スサノ供奉するを職とせり。日本紀。古事記。今集解。大寶の制。治部省として凶儀を掌らむ。今義解。その作法。時よ臨みて定制あるとふし。禮樂初め。持統天皇火葬と始めたまひ。聖武天皇佛式を用ひしより。古制次第よ變替し。歷代概

薄葬に從ひ。山陵國忌を興さず。後光明天皇崩御の時。火葬の儀を止められき。續日本紀以下國史。正保野史。

朝覲これハ天皇太上天皇皇太后を省覲して。

孝道を盡したまふ儀にして。嵯峨天皇の時より始まる。類聚國史。公事根源。

御賀これハ。天皇の寶算四十或ハ六十不滿た

せたまふ時。中宮、太上皇、太子、諸親王、大臣等より。賀辭賀物を上る儀あり。類聚國史。北山抄。

この他猶多あり。

兼平天曆以降。紀元一千六百年代朝政年と逐て衰頽せし

らば。恒例臨時の禮典共小昔日の如くならず。却て瑣小の儀文を逐ひ。之を年中行事と稱す。それも鎌倉以來。武門專制の世を経て。多くの廢滅し。維新の後。恒例の公事より。朝賀四方拜等と存せし。らども。其式ハ大小沿革せり。

又廢朝廢務といふ事あり。廢朝ハ天皇朝政小臨みたまはざるの事。諸司の政ハ恒の如く。廢務ハ諸司をべて政をせざるなり。さて廢朝ハ概三日小して。廢務ハ多くハ一日に限るとなり。これ萬機の政ハ。數日棄ておくべからざるに依り

日本書紀通 卷一 三二

てたり。禁秘抄。西宮記。

大寶の制。大陽虧けたる時ハ。天皇事と視たまは
ん。百官各本司を守りて。務と理めど。又先皇の崩
日を廢務とす。其廢朝ハ。天皇二等以上の親。及び
外祖父母。右大臣以上。若ハ散一位の喪等ふして。
天皇事と視たまはざると三日。又三等以上の親。
百官の三位以上の喪も。天皇事と視たまはざ
ると一日たり。令義ともく。廢朝の時ハ。音奏警蹕
を止め。内印を請いど。清凉殿の御簾と垂る。禁秘抄
近來廢務の事もたれて。廢朝のも行なる。又御物

忌とて。陰陽家の説盛ヨ行なれて。凶會日。坎日。復

日かどいふともあり。拾芥抄。明治維新の後ヨハ。

廢せられさり。

詔勅の事

上古を。王言總てこれを。ミコト又ハオホミコ

トと稱へたりき。隋唐の制と採用せらる。及

びて。詔勅の制あり。日本

凡、臨時の大事ハ詔と稱へ。尋常の小事ハ勅と稱

ふ。されば。儀を整へ。百官と集めて。宣聞とると詔

となり。然らざば。勅とふを。故ヨ外國使ハ

命と傳へ。改元、改錢、大赦の類を詔書と稱へ。自餘を勅旨といへり。令義解。西官記。

凡、大事と。外國使イマシマシに宣イマシマシする詔書イマシマシは。冒頭に。明神イマシマシ御宇イマシマシ日本、天皇、詔旨と云ふ辭と冠し。その次事イマシマシは。

明神御宇イマシマシ天皇、詔旨と云ひ。朝廷の大事イマシマシは。明神御大八洲イマシマシ天皇、詔旨と云ふ辭と冠し。その中事イマシマシは。

天皇詔旨と云ひ。小事イマシマシは。唯詔旨と云ふ。その結語イマシマシは。俱イマシマシに咸聞イマシマシと云ふ辭と置く。令義解。

凡、詔書を出したまふイマシマシは。まづ内記イマシマシに命じて。草案と作らイマシマシし。可イマシマシなる時イマシマシは。その年月の

下ふ。日と宸署イマシマシしたまふ。御晝日訖イマシマシと。中務卿と召して。之を給ふ。卿受て大輔イマシマシに宣イマシマシす。大輔奉イマシマシじて。

少輔イマシマシに付イマシマシす。即、御晝日イマシマシあるイマシマシは。留めて案と為し。別イマシマシに一通と寫イマシマシして。太政官イマシマシに送イマシマシる。太政大臣イマシマシ以

下連署イマシマシして。大納言イマシマシ更イマシマシふ之と覆奏イマシマシす。この時、年月日の次イマシマシは。可イマシマシ字と宸署イマシマシしたまふ。即、御晝日イマシマシ可イマシマシあるも

のと留めて。案とイマシマシなり。別イマシマシに數通を寫イマシマシして。天下に發行イマシマシす。その式左の如し。

詔書式

御晝日訖と。中務卿と召して。之を給ふ。卿受て大輔に宣す。大輔奉じて。少輔に付す。即、御晝日あるは。留めて案と為し。別に一通と寫して。太政官に送る。太政大臣以下連署して。大納言更ふ之と覆奏す。この時、年月日の次は。可字と宸署したまふ。即、御晝日可あるものと留めて。案となり。別は數通を寫して。天下に發行す。その式左の如し。

明神御宇日本天皇詔旨云々咸聞

年月日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

太政大臣位臣姓

左大臣位臣姓

右大臣位臣姓

大納言位臣姓名等言

詔書如右請奉

詔付外施行謹言

年月日

可

中務卿若しあらざる時ハ。大輔の姓名の下ニ。宣

と注シ。少輔の姓名の下ニ。奉行と注ス。大輔

在らざる時ハ。少輔の姓名の下に。併せて宣奉行

と注ス。若し少輔以上あらざる時ハ。餘官の見在

る者これハ准む。令義解。内裏式。

勅旨式も。勅命と受む。使者。直ニ中務省ニ来リ

て之と傳ふ。御畫日なり。中務省覆奏畢れば。式ふ
依り署を取り。太政官よ送る。官更よ覆奏せむ。故
よ御畫可の儀もふし。この他。論奏、奏事、便奏の式。
皇太子令旨、啟、奏、彈等の式あり。御畫日り或いは
り。或をなす。令義解。内裏式。

勅旨式

勅旨云々

年月日

中務卿位姓名

大輔位姓名
少輔位姓名
奉 勅旨如右符到奉行
年月日
史位姓名
大辨位姓名
中辨位姓名
少辨位姓名

維新の後。詔勅異式なりといへども。大事ふり詔
と称して。勅と称せむ。その他。勅諭勅語の別あり。

詔勅の式ハ。一ありどもといへども。首ハ詔勅の旨
を書き。終りに大臣名と署をもる例なり。圖書寮
記録
又宣命センミヤウといふもれあり。邦語と以て。王言を臣民
ニ宣布をもる義なり。上代も。總て言詞と以て。宣布
せしと。漢文の詔勅の制定ありて後も。神社山陵
の告文。即位、立后、立太子、任大臣等の大事なり。猶
國語を以て宣告せり。之を宣命と稱して。漢文の
詔勅と並び行なれり。延暦以後宣命の用。漸一
變し。神社山陵の告文。恒例の公事のみ用ふる
ととなりしほど。即位、大嘗會等の大儀なり。猶宣

命大夫の宣制の儀ありしハ。古禮の存せるも
なり。さし朝儀の宣命と。神社山陵の告文とい。近
代まで行なれ。詔勅の外。別々一体ありしなり。禁
抄。北山抄。類
聚符。宣抄。
維新の初ハ。神祇山陵の告文はのち。之と用ひし
る。後宣命の稱を廢し。天皇親祭したまふは。御
告文と稱し。勅使の奏をもるを。祭文と改めらる
たり。圖書寮
記録
又宣旨といふあり。もと勅旨を宣傳をもるの義よ
りかこれり。然るに。その後一轉して。別々口勅を



傳宣とる。一の簡便法と云なりたり。宣旨と種々あり。大臣宣し。辨官奉どるものを。大宣旨と云ひ。大臣より。辨官と傳宣して。在京諸司と下とくむるものを。小宣旨と云ひ。辨官より。太史と傳宣して下とくむるものと。口宣と云ひ。辨官より國司と下とくむるものを。國宣旨と云ふ。此他宣旨と下すと先ち。太政官より下とくものあり。これと官宣旨といふ。維新の後。總て是等の名稱を廢せらる。令義令

集解。西宮記。圖書寮記録。大印璽の事。

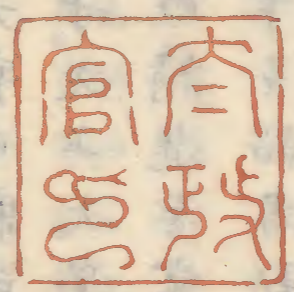
大寶の制。印璽と内印外印の別あり。内印ハ方三寸。文ハ天皇御璽とあり。御所に收めて。少納言との請進を掌る。五位以上の位記。及び太政官より下と詔書勅書。官社と預る神祇得度。還俗。官貞と増減し。驛傳と遣し。驛鈴を下し。新任の國司。諸司外國と在る者の任と赴き。五位以上畿外と出て。兵庫器仗と出納し。正税と用ひ。課役を蠲免し。調庸物色を輸し。又人と官物公地封戸雜田と賜ひ。收穀を遷し。百姓籍と附き。貫と移し。姓を改め。蕃人國と還る時の馬。又郡驛と廢置し。罪と斷じ。禁

内印圖 原圖四分一



天平勝宝
八歲七月
八日天
室字四年
七月廿三
日勅書所
印

外印圖 原圖四分一



貞觀九年
八月官牒
十八年
月口日官
符所印

制し。賤と放ち良より従ふ等の類
あり。并ふ内印と請ふ。これを璽
書。まゝ内文と云ふ。令義解類聚
外印の方二寸半。文は太政官印
こあり。六位以下の位記。及び太
政官。諸司諸國ふ下と文案に印
し。少納言これと監視を。之と外
文と云ふ。凡内外印と請ふ文書は。外記細
るに檢察を加へて。印と檢を。諸

石山寺什太政官符縮寫

文官符 治部省

Diagram showing the layout of official seals and documents. Includes text: 石山寺什太政官符縮寫, 文官符 治部省, 中古官の文書に印璽を鈐する状概此の如し, 信名讚岐内子度郡安田郷戸主臣位, 上左伯直道長石同姓真真, 右大史兵部式部卿真象, 四年九月十一日.

省臺寮司坊の印ハ。方二寸二分なり。弘仁以來。藏人所とおわれしより。少納言の職掌藏人又遷れり。これ中古以後の變なり。類聚符宣抄。北山抄。職原抄。維新のよりめい。旧式に依らしむ。後内印外印の稱を廢し。御璽及び國璽の二とす。御璽を方三寸。専ら朝廷の大事小用ひ。國璽を方三寸。文大日本國璽とあり。外國小對する時。多く用ひらる。圖書寮記

改元の事

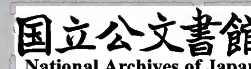
上古は年號なし。孝徳天皇元年己巳の歳と。大

化と號せしむ。これ年號の始めなり。六年。長門より白雉と獻するよりあはれより。白雉と改められぬ。その後。齊明天智の二帝ハ。年號と建てらる。天武天皇の時。白鳳朱雀の號あり。持統天皇の時。甲子年號あり。文武天皇五年。對馬より金と貢せしと以て。太寶と号けらる。以後歷代相沿て。即位。祥瑞災變等も。改元せしむ。例とせられり。日本紀。續日本紀。以下國史。又辛酉甲子の年ハ。必改元あり。之と革命と云ふ。蓋漢土緯書の説より起りしものなり。革命勘文。

又一部一元と云ふとありて。六甲六十年と一元と。壬戌より始まりて。辛酉より終る。是を二十一合せしむると一部と云ふ。部は辛酉より始まりて庚申より終る。神武天皇元年辛酉より。齊明天皇庚申まで。千三百二十年。これと一部とを。同天皇二年壬戌より。推古天皇九年辛酉まで。千二百六十年。これを廿一元とす。この年數同士のなりは理由を。部首辛酉の年より。六元六十年と除きて算ふべきなり。これより。辛酉の年改元しむるとなり。
通制度 明治元年より至り。勅して從來の例と改め。一

代一號と用ひらるると定められり。類法編

古來年號を定むるは。先づ學士より。文字を擇むる。その吉凶を討議せしむ。これを難疎と云ふ。議定りて。奏聞をねば。天子もづ。其の号と宸署したまひ。さて後詔を下す。天下より布告したまふとあり。この儀近世より至るまで。承りて改元記。
我邦より曆と用ふるは。推古天皇の十二年に始まる。紀元一千四年然れども。其前既に曆數なり。



ふあゝん。三年八年とらど。必日七夜ヨおどが
如き。或は春夏秋冬と神の名を真ひとす如き。神
代より其稱見えたり。日本紀。古事記。されど其人存せど
れむ其法も傳もらむ。委しき事知るより由なり。た
ゞ月の明晦より分ち。十二月と分ち。氣候の寒燠
より分ち。四時と定め。極めて粗略なり。本物のな
らべし。固より簡樸の世れ事なれむ。精密なる推
歩の術なきとも。事足りぬべし。参取曆考。真
朝無窮曆考。漢土の曆法

渡りて後のことなり。古史は是歳大歳甲寅ふ
どいめし書きたるを。史官の逆算して
當てたるなりといへり。
外交開をし後不及び。欽明天皇の十四年。紀元一
千二百
十三年百濟國の勅して曆博士と番上せしめ。曆本
とも徴せられし。いふなる故の。五十年を経て。
推古天皇の十年。百濟僧觀勒來朝して曆本と獻
ず。陽胡史祖玉陳として其法を學びしめ。十二年
正月より始て曆日を用ひらる。畢竟諸制度漸く
漢土に倣ふに至り。曆日も彼と同じきぐ便よけ

ればなほつし。此後曆法度々の變改あり。日本紀。政事要

元嘉曆推古帝の十二年正月より行へる。即上

儀嘉曆持統帝の四年百紀元一千三より兼行へ

る。後專ら儀鳳曆を用ひらる。日本紀。三

大衍曆淳仁帝天平寶字七年百紀元一千四より

用ひらる。續日本紀

大衍曆文德帝齊衡三年百紀元一千五より兼用

ひらる。實錄

宣明曆清和帝貞觀三年百紀元一千五より用ひ

らる。三代實錄此曆行ハる事八百二十餘年。最久

し。されど曆法の精しきものはあらざり。時ふ錯誤

ありしものも。朝政衰へ世亂きて。其差謬を正

とせよ。故なり。取百鍊抄。年中

貞享甲子曆靈元帝貞享元年百紀元二千三より

用ひらる。これより以前の曆ハ。皆支那の成曆

と採りて用ひらるしと。此時澁川春海元明の

曆を參酌して新ふ造りしものなり。文藝類纂

寶曆甲戌元曆桃園帝寶曆四年百紀元二千四よ

り

三十三

三十三

天平勝寶八歲具注曆 觀古襍帖所載縮寫

| | | |
|----------|---------------|---------|
| 廿一日辛巳金除 | 歲位天恩每倉狹疋療病以電克 | 陰 |
| 廿九日壬午木滿 | 歲位天恩每倉斬草毒克 | 陳眩 |
| 廿日癸未木滿 | 歲後天恩免吹殿 | 足政 |
| 朔日 壬子 氣西 | 正道丁亥月教在辰七府在寅 | 時甲寅方乾與良 |
| 朔日 壬子 氣西 | 人道丁亥月教在辰取庚古者 | 丙午坤與丁 |

嘉元五年具注曆 柏木正矩所藏縮寫

| | | |
|----------|-------|---------|
| 嘉元五年具注曆曰 | 丁未歲 | 凡三百五十四日 |
| 大歲在丁未 | 大將軍在卯 | 大陰在巳 |
| 歲德在北宮 | 歲刑在丑 | 歲破在丑 |
| 歲教在戌 | 黃播在未 | 豹尾在丑 |

貞應二年癸未假名曆 好古日錄所載縮寫

| | |
|-----|---|
| 六月大 | あ |
| 一 | あ |
| 二 | あ |
| 三 | あ |
| 四 | あ |
| 五 | あ |
| 六 | あ |
| 七 | あ |
| 八 | あ |
| 九 | あ |
| 十 | あ |
| 十一 | あ |
| 十二 | あ |

延寶四年片假字曆 同上

| | |
|-----|---|
| 十月大 | ト |
| 一 | ト |
| 二 | ト |
| 三 | ト |
| 四 | ト |
| 五 | ト |
| 六 | ト |
| 七 | ト |
| 八 | ト |
| 九 | ト |
| 十 | ト |
| 十一 | ト |
| 十二 | ト |

用ひらる。安倍泰邦澁川光洪等の撰定せし
所なり。文藝類纂

寛政曆 光格帝寛政十年紀元二千四百一十八年より用ひ

らる。これ麻田剛立の門人高橋至時間重富等。

幕府の命と受け。清曆ふ據りて推歩考訂せし

所なり。星學史

天保壬寅元曆 仁孝帝天保十三年紀元二千五百零二年

より用ひらる。幕府洋曆と參酌して造れらる

り。星學史

太陽曆 今上の明治六年紀元二千五百三十三年より行

明治史要

推古の朝ふ支那の曆法を用ひしより。凡十度改

まりたり。

大寶の制。中務省の被管ふ陰陽寮あり。天文曆數

と掌り。曆博士曆生等ありて。曆を造り及び其法

を傳習も。年毎ふ預め來年の曆を造り。中務省ふ

申して奏聞し。畢て内外の諸司ふ給を。後世まで

もこれを御曆奏とて。禁中の一儀式とふまり。今義

解。延喜式。北山抄。公事根源。

中古。曆ふ具注曆と。七曜曆乃二種あり。共ふ卷本

具注曆ふを假字本あり。當時板行の事も希
なりきれば。皆謄寫して之を傳ふ。其體式ハ圖よ
示をり如し。後世頒曆行れどもるしより。民間
ハ私曆と造りて通用をるもの往々あり。伊勢
曆。三島曆。會津曆やどの類ふり。文藝類纂

宮殿の事

太古よも。宮殿と稱へてミアラカ。或ハミヤとい
へり。千木チギと上げ。鯉木カッラギと置く。今の神宮の制乃如
し。應神天皇以來。紀元九百年代韓國の工人。屢渡來して。
建築の法。稍く彼風と交へ。猪名部チナベ工人とりみ者

の一族専ら之を掌りみき。皇極天皇の時。始て唐
風ハ準據して。大安殿オホヤスミドと作らる。日本紀古事記
文武天皇。大寶元年。詔して宮城建築の制と定む。
元明天皇の時。平城宮を造る。然れども共ふるの
詳ふると知ると能くず。桓武天皇。延曆十三年。紀元
一千四百五十四年都を山城國葛野郡宇陀邑よ遷し。宮城
と經營をて。これを平安城と云ふ。南北一千七百五
十三丈。東西一千五百八丈なり。ここ於て。結構
規模大に備をれり。朝堂院。豐樂院。内裡。中和院。武
德殿。真言院等あり。その他。官省寮司皆この中ハ

り。續日本紀。拾芥抄。

大極殿ハ。朝堂院又ハ省院の正殿云ふにて。天皇朝政と聽きたまふ所なり。後房と小安殿と云ふ。正殿前東西ふ分きて。昌福、含章、承光、明禮、暉章、康樂以上東延休、含嘉、顯章、延祿、修式、永寧以上の十二堂あり。又蒼龍、白帟、栖鳳、翔鸞の四樓及び東西の朝集堂あり。

豐樂院ハ。宴會を行ふ所云ふにて。正殿を豐樂殿と云ひ。後房を清暑堂と云ふ。左右は東華、顯陽、觀德、延英以上西華、承歡、明義、招俊以上の八堂並み栖

霞。霽景の二樓あり。

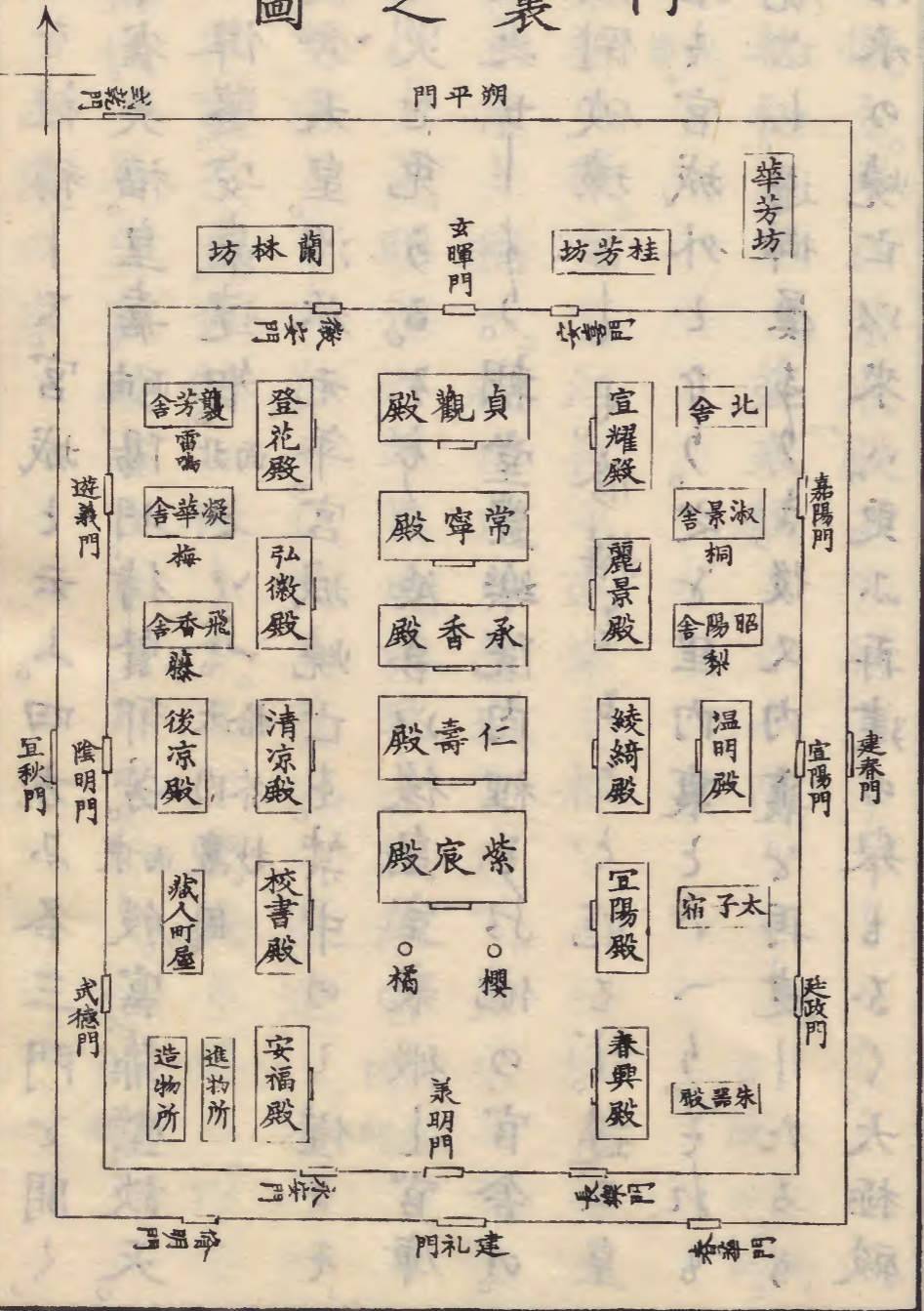
真言院ハ。豐樂院の北あり。僧侶の參集して。修法をる所なり。

武德殿ハ。真言院の西ふり。もと馬埒殿といへり。騎射競馬等を觀たまふ所なり。

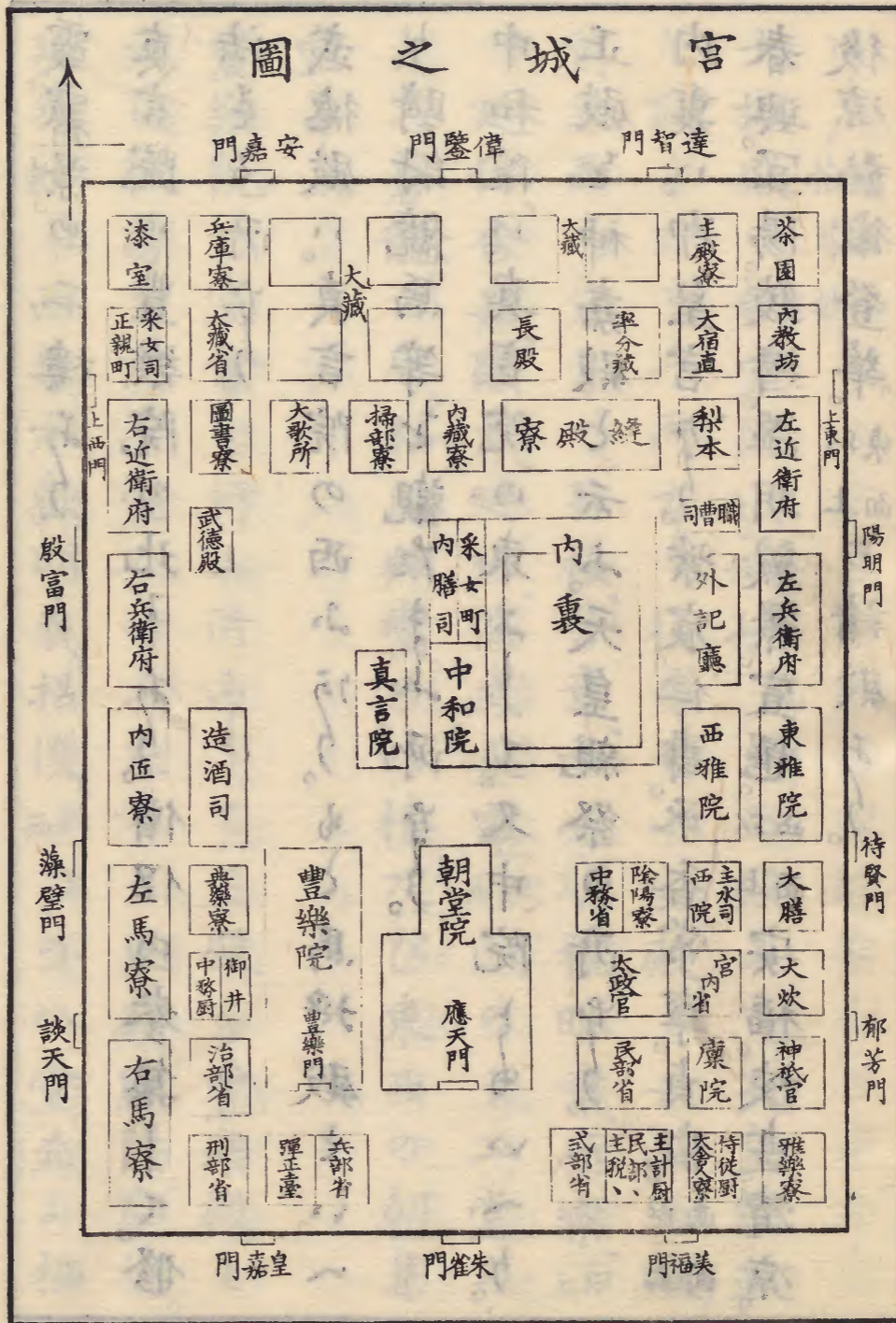
中和院ハ。真言院の東ふり。又中院ともいへり。正殿を神嘉殿と云ふ。天皇親祭の所なり。

内裏ハ。即皇宫なり。紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀以上春興、宜陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀以上安福、校書、清涼、後涼、弘徽、登華以上の諸殿あり。

內裏之圖



宮城之圖



之を總稱して宮城と云ふ。四方ふ各三門を開く。朱雀。美福。皇嘉。南陽明待賢郁芳。東面殷富。藻壁。談天。西面偉鑿。安嘉。達智。北とりふ。大内裏圖。拾芥抄。高倉天皇。治承元年。宮城焼亡も。禁中のと僅よその災を免うる。そとく延喜以後皇室衰微し官庫空乏せしより。朝堂豊樂院内裡その他官舎の顛倒破壊としも。修繕とること能とず。遂は皇居を宮城外とかり。之と里内裏といひり。それも焼亡し。遷御屢ありき。後又内裏と再建したるも。治承の焼亡以來。更ふ再建の舉もふく。大極殿

の儀も。率祢紫宸殿ふて行そととかり。武門執柄以來。益衰頽よのみ陥りたり。日本紀略。百鍊抄。盛衰記。江次第。維新の後。皇駕江戸に遷幸し。都とこの地と定めて東京と稱へ。徳川氏の舊城と以て。皇居ふ充てられし。明治六年炎焼以來。赤阪離宮旧紀伊と假皇居となしたまひ。更ふ舊地と築造し。本年一月工事了り。古制と依りて。之と宮城と稱へ。以て萬代不易の宮殿といかりたまへり。明治史要。官報。山陵の事



山陵古ハミハカともいひ。又ミサキともいへり。神代の三陵ハ。今も日向國ニありといへど。其制ハ明らざる。神武天皇より後ハ。大抵丘ふよりそへて御陵と作る。大凡開化天皇の頃より後ニ至りて。次第ふ備そりぬ。其制山ニ依りて築き。大抵前と方ふ。後を圓くして。三段ニ造り成したるものなり。圓き方と高くして。此下ニ石擲を設けて御棺を納め奉る。方なる方々や、平みして。圓き方と前後相接と。其間ハや、卑し。左右ふハ圓き丘を築き。四圍ニハ池溝を鑿廻らせり。

用明天皇より後ハ。紀元一千年代この制聊變り。方なる方ハなくして。圓丘のそとなる。山に依りそへたるもあれど。平地ふ土を盛りて築きたるもあり。其中ふ石室を設けて。石棺を納め奉る。石を疊きて墓道とし。室内に往来せらるべく。造りたるもあらず。いづれも北域方二三町まで。廣大なるも乃ふ。中にも仁徳天皇の山陵ハ。方八町まで諸陵中最高大なり。然るふ。持統天皇始て火葬ふせさせ玉ひ。元明天皇中と遺詔して。薄葬せしめられしるバ。之より

陵制漸く卑小となり。それも朱雀帝以後元紀。百年代五六設けらるる。大抵火葬の後。御骨を寺塔に納むることとなり。武家の世となりて。京都の泉涌寺を以て。毎又御葬地といふたまひたりき。山陵志。前王廢陵。記。奥津城乃沙汰。

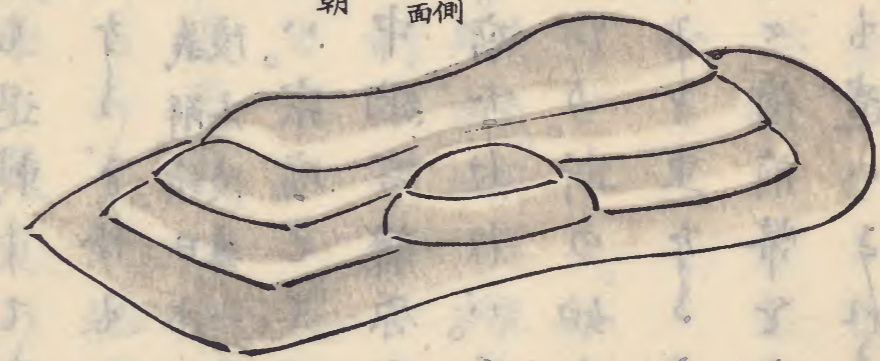
大寶の制。治部省の被管。諸陵司ありて。大喪山陵の事と掌れり。天平中山陵は。臨時ふ山作司築造の職。養役民司其役民を救ふの職と設けられしことあり。陵地といふ。陵戸として。陵守の民を置られ。陵毎ふ定員ありしなり。朝廷衰へてよりい。

これらも退轉して。御歴代の中といふ。山陵の所在未分明なり。ごふもあるを。かゝる御事といふべし。山陵志。續日本紀。

我邦といふ。宗廟として。祠社ふして祭ることいふし。されば中納言藤原吉野い。山陵い猶宗廟の如し。も一宗廟をければ。臣子何を以て仰ぐむと言ひしことあり。斯の如くおれば。古山陵をば。甚尊崇して。中にも重なる十陵を近陵。其外を遠陵と定めて。年々荷前幣を立てられ。又事あり。臨時ふ勅使とも遣はされしことなり。武家の亂世より

上古山陵圖 側面

自上古至敏達天皇朝陵制如此



同上 平面

中古山陵圖

用明天皇朝以後陵制大抵如此



い。かゝること絶えたりしを。近代古^カ復^カさせ

たすひぬ。續日本後紀延喜式儀式山陵志。

樂舞の事

歌舞音樂の事。太古よりそやく有りそめて。専ら祭祀及び饗宴に用ひられたり。三韓内附するに及びて。各々の國の樂を獻じ。推古天皇の時。厩戸皇太子。主として之を佛事齋會に用ひらる。隋唐の交際開けて以來。彼土の樂も傳來せり。古本記。日大寶の制。雅樂寮ありて。文武の雅曲、正儻、雜樂と掌る。爾來我國の古風と。大歌立歌と稱へて。

嚴シき朝會アサノミ不用イナひ。久米舞クメノマシ。吉志舞キシノマシ等の類ルを。大祀オホノミヤコトの時トキ又マタ奏ソウせられ。唐三韓サンソクの樂ガクハ。佛會ブツノミ及び内宴ウチノミ不用イナひらるルことトハ。なりき。音義解。歌舞
聖武天皇の時トキ。紀元キゲン一千三百ニ天竺テンシクの僧渡來ソウワして。彼主カノミの樂ガクとも傳ツへ。弘仁承和コウニ以來イ。紀元キゲン四百年ニハ。唐樂テウガクの専センら流行ハヤして。古風コフウの樂ガクを。纔シカハ大嘗會オホノシノヒメの如トシき。神事カミコトのみ存ゾク七。延喜エンキ以後イノチ。紀元キゲン一千ニハ。朝會アサノミも。唐三韓サンソクの樂舞ガクマシの不用イナひらるル。至イりて。古樂コガク遂スハ廢クれリ。爾來ニハ。催馬樂サイバガクといフ。歌謠カガヤ盛シハ行ハつれ。後ノチハ。朗詠ロウゲイ。今樣イマサマ及び田樂テンガク。猿樂サマシの滑稽カウキ。白拍ハクハク

子の女舞等メノマシ。次々ツギツギハ行ハつれて。遂スハ各其家オノオノノミヤと為ナるル。小至コシれり。歌舞音
鎌倉カマクラ以來イノチ。北條氏キョウジョウの時トキハ。田樂テンガク最盛モトモトハ。足利氏アソノリの初ハジメハ至イりて。尚ナカ衰シへど。終オノハ僧家ソウガの延年エンネン。及び白拍子ハクハクシ等の舞態マシノカタハ。能ノといひて。一種イツルの巧タカなる舞マシをカこシ。寶生ホウシヤウ。觀世クワンセ。金剛キョウカウ。金春キンシュウの四座シザ。其業シノクサと盛シハ。としトシより。古コへの猿樂サマシの滑稽カウキハ。狂言キヤウゲンとなれり。又マタ中古チュウコの末スエより。琵琶ヒバ法師ホウシとて。平家ヘイカの物語モノガタリと。琵琶ヒバハ合アせて。謠カガヤふこと流行ハヤして。足利氏アソノリの時トキハ。一變イツベンして。やヤ俗ソクハ近チカき淨瑠璃ジヨウリとナり。

三絃渡来して後慶長の頃より。紀元二千二百年起り。多
 合せて語ることとなりて。種々の新曲も起り。多
 くの流派を生じし。舞も白拍子の舞。變じて曲
 舞。幸若コウワカとなり。又變じて阿國が歌舞伎となり。終
 ふ人情世態と。其まゝ寫せる。今の演劇といふ
 れるなり。歌舞音いま古へよ行なれ。舞樂の重
 かるものを舉げ。左の如し。
 久米舞。大嘗會の時ふ行なふ。琴取二人。舞者八
 人。大伴琴と彈じ。佐伯刀を執り。蜘蛛斬の状を
 作す。今義解。貞觀儀式。二氏供奉して。世々絶ゆ

ることなし。
 隼人舞。大嘗及び新嘗會の時行なふ。火闌降命ヒナリノミコト
 の子孫。世々相傳へて之を供奉す。日本紀。令集
 五節舞。大嘗及び新嘗會の時行なふ。天武天皇
 の時より始まふ。日本紀。續日本紀。真觀儀式。延喜式。
 吉志舞。まゝ吉志部樂といふ。大嘗の時之を奏
 す。世々安倍氏の供奉せしところなり。その初
 め。大嘗の日小奏せしふより。一。大嘗會舞と
 いふ。續日本紀。三代實錄。北山抄。引東部王記。
 倭舞。もと大和國より出でしをもて。名けし

紫宸殿南面



踏歌節會
舞妓圖
画所預春日
光長の年中
行事画卷と
抄出す



古今童 大嘗。鎮魂。及び諸社の祭祀。小之と奏す。

貞觀儀式。延喜式江次第。

此他國。柶。踏。歌。及び小墾田舞。飛驒樂等あり。孰も

も和琴。和笛を合奏も。太古及び上古。小起原せ

しものなり。禮樂志

中古以來。唐土傳來の物。小。振舞。皇帝破陣樂。

團亂旋。春鶯轉。玉樹後庭花。蘭陵王。賀

殿。三臺鹽。萬歲樂。裏頭樂。甘州。皇輦。

五常樂。喜春樂。赤白桃李花。秋風樂。輪臺。

青海波。採桑老。秦王破陣樂。還城樂。傾盃。

樂。賀王恩。太平樂。打毬樂等あり。

又天竺。韓土等より。傳來せるもの。小。菩薩。迦

陵頻。胡飲酒。安摩。二舞。倍臚。散手破陣

樂。拔頭。蘓合香。萬秋樂。蘇莫者。獅子。

狛粹。貴德。新靺鞨。崑崙八仙。蘇志摩利等

あり。又新鳥蘇。古鳥蘓。退走禿。皇仁。林下。

ナカリリ納蘓利。キリ綾切。ハクヒン白濱。地久。長保樂。石川

等。その傳來詳ふらざるもの多し。孰も。晉鼓。

大鼓。鉦鼓。銅鈸子。莫目。拮鼓。揭鼓。奚

婁。箏。篳篥。簫。琵琶。答生。篋篥。方啟。箏。

史。横笛。五絃。尺八等とまじへ奏と。教訓抄。歌

嵯峨天皇。仁明天皇へ。殊ふ唐樂を好ませたまひ

しうば。我邦より新製せられし樂少からず。北

庭樂。承和樂。春庭樂。央宮樂。感城樂。胡

蝶。延喜樂。放鷹樂。應天樂。清上樂。長慶

子等是なり。教訓抄。歌舞。これらの樂舞の中。亡び

たるもあれど。大抵猶樂家より傳えれり。

神樂。カグラ天鈿女命の神態より起れり。その器。琴笛と

用ふ。古語拾遺。貞觀儀式。清和天皇。神樂歌を撰定したま

ひより。歷朝和舞と共に之を神事と奏せら

る。貞觀儀式。中。醍醐天皇。勅して神樂譜を定め

らる。其後、其歌章を定めて三十八曲とも。今傳

えるもの是なり。悦目抄。その曲。おのく本歌末

歌あり。音節も種々の法あり。皆樂家の傳ふ

るところなり。一條天皇の時より。紀元一千

年十二月。必禁中にて行せ給ふを。内侍所の

御神樂といふ。人長の舞あり。後世伊勢。石清水。

加茂の類の大社小。皆古來傳習の神樂あり。

又諸社にて。行ふ里神樂など。ものも。正式

の變なり。禮樂志

催馬樂。もと里巷の歌謡ふ起まり。貞觀の初め。

尚侍廣井女王。特よこの曲と善くせしこと見

ゆれば。中古以來の物なりことあるべし。三代實録

後ふい。朝家及び顯貴の家の宴遊ふい。唐樂の

曲と。催馬樂の歌とを取交へて。興となせり。凡

催馬樂は二流あり。左大臣雅信の傳と。藤家と

いひ。式部卿敦實親王の傳と。源家といふ。律五廿

呂三十合せて六十一曲あり。今世ふ傳ふ。梁塵愚按

抄入 催馬綾

東遊。アツアツ まと東舞ともいへり。もと東國の風俗歌

ふりたるを舞ふる故ふ。名づけたり。歌舞略史

樂器いふしへを。和琴を用ひし。後笛箏策と

も用ふることもあり。歷朝祭祀は之と行

る。凡五曲あり。體源抄 公事根源

風俗歌。こゝらもと諸國は行をきし歌謡の中ふ

て。曲調のよきを撰びて。上下の人乃うたひし

ものなり。體源抄 古今集。近江風水莖風など稱

せしも。皆其所々の風俗の歌ふて。振てい曲節

といふごとし。樂書は載る所。二十五曲あり。

古本風
俗歌譜

服忌及び觸穢の事。職事官の喪に遭ひたる時、暇と賜ふ義ありて、服とい喪服を着るにたり。大寶の時、始めて服紀の制とさだむ。天子と曰ふ父母。夫。本主。右一年。養父母。右五月。外祖父母。伯叔父姑。曾祖父母。

兄弟姉妹。夫之父母。嫡子。高祖父母。舅姨。嫡母。繼母。繼父同居。異父兄弟姉妹。衆子。嫡孫。右一月。從父兄弟姉妹。兄弟子。職事官父母の喪に遭ふ時、並に解官を。自餘を皆假を給ふ。夫。祖父母。養父母。外祖父母。三月の服。廿日。一月の服。十日。七月の服。廿日。



日の服より三日とす。無服の殤也。生れて三月より
いふ。本服三月なり。假三日を給ふ。その一月
 の服より二日。七日の服より一日なり。又受業師
 の喪より三日と給ふ。解令義。尔来歷朝皆之に依る。
 武家の制。小異同ありといへども。概ね異なるこ
 となし。今の制は即武家の法なり。法曹至要鈔。青
 標紙。服忌令。
 服は天皇は。本服二等以上の親の喪の為より。錫
 紵と服し。三等以下及び諸臣の喪より。帛衣と除
 く外。雑色を通用したまふ。解令義。庶民は藤衣とて。
 布を鈍色に染め。親疎によりて濃薄あるものと

着たりし。いつの頃より棄られふたり。年々
 隨筆
 そもく服紀の制は。もと人情に本づきて定めら
 れたるものなり。親戚の喪に遭ひしほどは。悲哀
 の情切ふして。心專一なり。假と給ひ。
 まと喪服を着るほどを。猶その情のさめやらぬ
 までたたり。それを假竟りて後。公事に従ふも。
 猶喪服を脱ぐ。不出仕をることなりき。年々
 隨筆
 又奪情従公との制あり。これに喪服の中より
 も。樞要器量の官人は。出仕を許さる。事ふて。朝
 參ふ。朝服を着し。家に在りては。猶喪服と着し

たるを。後ハ喪制の事も絶えざる故。たゞ除服出仕といふ名稱ふのとなりて。官人たるものハ。概ね許さず。事とす。令義解拾芥抄年々隨筆。又大寶令ハ。五等親の差別あり。これハ法律上の都合よりて。親族とかく區別したるものと見ゆ。故ハ親戚の輕重ともて定めたる。服紀といまた異なる事あり。例せば外祖父母を四等親など。服ハ三月とし。庶子の一等親なれど。服ハ一月とす。子ガ如し。五等親圖

一等 父母。養父母。夫。子。養子。

二等 祖父母。嫡母。繼母。伯叔父。姑。兄弟姊妹。夫之父母。妻妾。姪。孫。子婦。父妾。

三等 曾祖父母。伯叔婦。夫姪。從父兄弟姊妹。異父兄弟姊妹。夫之祖父母。夫之伯叔姑。姪婦。繼父。同居前妻妾子。

四等 高祖父母。從祖々父姑。從祖伯叔父姑。夫兄弟妻妾。再從兄弟姊妹。外祖父母。舅姨。兄弟孫。從父兄弟子。外甥。曾孫。孫婦。妻妾前夫子。

五等 妻妾父母。姑子。舅子。姨子。玄孫。外孫。女聲。義解令

今の制ハこれ小同シ。新律綱領

觸穢ハ汚穢ハ觸ミテ其氣を受ルトハいふ。これ
も穢氣ヲ蒙リしものハ志精一ニならざる恐レれあ
るふよりテ神事ハ殊ニ之ヲ忌ムキテ大寶ノ
制ハ神事ハあることハ必ズ諸司トして散齋致齋セし
む。其散齋ノ内ハ内ハ喪ヲ吊ヒ病ヲ問ヒ肉ヲ食ヒ
刑殺ヲ判シ罪人ト決罰シ音樂ヲ作シ穢惡ノ事
小預ルことト得ザらズむ。今義解
後ハ紀元一千五百年代神事ノとハふらズむ。穢ハ觸レた
るものハ内裏ヨも出入ト禁ト人ハ對スるヨも。

忌み憚ルべきことトなれり。穢トも人死シ。改葬。
傷胎。産。觸失火所。五體不具。喫猪鹿肉。
六畜産。吊喪。問病。到山作所。遭三七日法
事等ナり。この他。血。灸。五辛。月水。懷妊。及
び汚穢ハついで甲乙丙ノ次第等アリき。維新後
總べて之ト廢セらる。延喜式拾芥抄
法曹至要鈔

日本制度通卷一終
一、日本の政治制度
二、日本の法律制度
三、日本の行政制度
四、日本の教育制度
五、日本の経済制度
六、日本の社会制度
七、日本の文化制度
八、日本の宗教制度
九、日本の風俗習慣
十、日本の歴史

明治二十二年九月廿六日印刷
同 年九月一日出版

版權所有

著者

萩野由之

麹町區飯田町
三丁目二十五番地

同

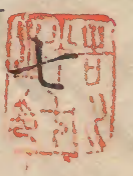
小中村義象

北豊島郡金杉村
三百三十二番地

印刷兼
發行者

吉川半

京橋區南傳馬町
一丁目十二番地



| | | | |
|------|---|---|---|
| 和書門 | | | |
| 百四十八 | 函 | 二 | 三 |
| 號 | 架 | 冊 | 類 |

| | | | |
|------|---|---|---|
| 庫文門内 | | | |
| 四四七 | 三 | 四 | 和 |
| 九 | 冊 | 架 | 書 |
| 號 | 類 | | |